

「全国一斉LPガス保安高度化運動」
平成19年度 燃焼器具交換・埋設管点検、安全機器普及状況等報告書

平成20年3月末現在

(社)日本エルピーガス連合会 調査

I 事業所の概要

1. 販売事業所名		担当部署名			
		連絡先(電話番号)			
2. 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)		○ 経済産業省		○ 産業保安監督部	
		○ 都道府県			
3. 消費者戸数 (キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下Ⅱ、Ⅲ、Ⅳも同じ))	A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	B 共同住宅(同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)	
	戸	戸	戸	戸	

注) 例えばメータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

Ⅱ 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) (開放式、CF式、FE式の湯沸器及び給湯器)	台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの) (CF式及びFE式風呂釜)	台
③ 排気筒(不具合のものに限る) (FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒)	台

注) 1. ①湯沸器及び②風呂釜において、CF式、FE式の場合は排気筒が材料の不適合など法令等に適合しない場合は未交換とみなします。
 2. ③の排気筒(不具合のものに限る)とは材料の不適合など法令等に適合しないものをいいます。
 3. ①～③の排気筒について、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとみなします。

Ⅲ 埋設管点検実績

1. 腐食測定の実実施施設数 (①幼稚園、保育園、小・中・高等学校等、②病院、診療所等、③公会堂、図書館、博物館、美術館等、④旅館、飲食店等、⑤共同住宅等の中で腐食測定を行っていない施設数。)	施設
2. 腐食測定不合格施設のうち未改善施設数	施設

注) 1. 施設数は、LPガス貯蔵設備の数とします。
 2. 次のものは対象外とします。
 ①S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。
 ②壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。
 ③PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。
 (詳細については高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照してください)

Ⅳ 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等	③ガス漏れ警報器		調整器	
	設置済戸数	うち期限切れ戸数	設置済戸数 (I 3. ③の消費者戸数のうち設置不要戸数)	設置済戸数 (I 3. ③の消費者戸数のうち設置不要戸数)	うち製造年から5年を経過した戸数	設置施設数	うち製造年から7年交換のタイプは7年10年交換のタイプは10年経過した施設数
A 業務用施設(共同住宅と一般住宅以外)	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	施設 ()	施設 ()
B 共同住宅(同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	施設 ()	施設 ()
C 一般住宅	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	施設 ()	施設 ()
D 合計(A+B+C)	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	戸 ()	施設 ()	施設 ()

注) 1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。(例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。義務施設かどうかは関係ありません。)
 2. 「ヒューズガス栓等」及び「ガス漏れ警報器」の項目で、屋内に燃焼器がない場合は、その戸数を設置不要戸数として()に記入してください。
 3. 屋内に燃焼器がある場合で、「ヒューズガス栓等」の項目について、末端ガス栓と燃焼器が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。
 4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ等、ヒューズガス栓又は警報器を設置していても「1戸」としてください。(例えば、1つの消費者にヒューズガス栓が5つ及び警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。)
 5. マイコンメータⅡ等の感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス漏れ警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。
 6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。
 7. 不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお願いいたします。